

統計解析用PC機器等賃貸借契約書（案）

沖縄県衛生環境研究所 所長 久高 潤 （以下「甲」という。）と ****（以下「乙」という。）は、別紙1 賃貸借機器等一覧表の機器等（未定）（以下「物件」という。）の賃貸借について下記の条項により契約を締結する。

記

（目的）

第1条 この契約書は、機器を甲が常時正常な状態で稼働し得るように、乙が保守し、甲の使用に供することを目的とする。

（物件の内容）

第2条 物件の内容は、別紙1（未定）のとおりとする。

（物件の設置場所及び賃貸借期間）

第3条 物件の設置場所及び賃貸借期間は、次のとおりとする。

- （1） 設置場所 沖縄県衛生環境研究所企画管理班
- （2） 賃貸借期間 令和8年7月1日～令和12年6月30日までとする。
（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく）

（賃貸借料）

第4条 甲が乙に支払う賃貸借料は、総額金 円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額 円）とし、月額金 円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額 円）とする。

（注）「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出したもので、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

2 前項に定める賃貸借契約総額の年度別内訳を以下のとおりとする。

令和8年度 年額	円（月額	円×9か月）
令和9年度 年額	円（月額	円×12か月）
令和10年度 年額	円（月額	円×12か月）
令和11年度 年額	円（月額	円×12か月）
令和12年度 年額	円（月額	円×3か月）

(消費税額等)

第5条 甲は、賃貸借に係る消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。

- 2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。
- 3 支払方法については、第6条に基づき支払うものとする。

(賃貸借料の支払い)

第6条 乙は、毎月初めに前月分の賃貸借料を甲に請求をするものとする。

- 2 甲は、乙の契約履行を確認し、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき、定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 本契約に関する契約保証金は、沖縄県財務規則第101条に基づく。(未定)

(物件の保守)

第8条 乙は、付則賃貸借物件保守条項に従い、物件の保守を行うものとする。

(所有権表示)

第9条 甲は、物件が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど装置の現状を変更するような行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

第10条 甲は、第3条所定の設置場所を変更する場合は、書面により予め乙に通知するものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は甲が故意または重過失によって物件に損害を与えた場合はその賠償を甲に請求することができる

(秘密の保持)

第12条 乙は、物件の管理及び保守の実施の際に知り得た甲の業務上の機密を他に洩らしてはならない。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は、相手方がこの契約に基づく責務を履行しない場合、相手方に催告を行った後30日以内になお履行の誠意がないと認められるときは、書面によって本契約を解除することができるものとする。

2 甲又は乙は、前項に該当したときは、当然に期限の利益を失い相手方に対する一切の責務を直ちに支払うものとする。

3 甲は契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができるものとする。

4 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。また、乙はこの契約締結後速やかに、次の各号のいずれにも該当しない旨を、誓約書を提出することにより甲に通知するものとする。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員をするなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第14条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が、当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条の各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第15条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約終了後の個人情報流出防止措置に関する事項)

第16条 第3条、第12条及び第13条によりこの契約が終了し、又は解除された場合は、個人情報流出防止措置として、乙は、本契約にかかる機器について、ハードディスク等の記憶装置を物理的な方法により破壊し、契約終了後から21日以内に、破壊後の写真を添付した報告書を甲へ提出するものとする。

2 当該個人情報流出防止措置実施に関して、契約金額の増減は発生しないものとする。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(協議)

第18条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証とするため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 沖縄県うるま市字兼箇段17番地1
沖縄県衛生環境研究所
所長 久高 潤

乙

附則

賃貸借物件保守条項

第1条 乙は、甲に対し、賃貸借期間中、以下の条項により物件の保守を行うものとする。

第2条 乙は、甲から保守又は修理を必要とする通報があった場合（甲の故意又は過失による場合を除く）は、すみやかに乙の指定する保守担当技術者を派遣して必要な保守作業を行うものとする。

第3条 乙は、土曜日、日曜日、法定休日の保守作業を除くものとする。

2 保守作業時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時までとする。

第4条 甲は、乙が物件の保守を円滑に行えるよう万全を期し、次のとおり乙に協力するものとする。

（1）甲は、保守担当技術者が保守作業を行うため、甲の事業所内に立ち入ることを認めるものとする。

（2）保守にあたり必要とする電力等は、甲が負担するものとする。

（3）甲は、物件の設置場所の環境を所定の条件に設定・維持するとともに所定の方法に従って使用するものとする。

第5条 賃借期間中、部品保有期限が切れる物件について、乙は期間中の部品の確保を行うとともに、保守が不可能となった際には、可能な限りの代案を甲に対して行うものとする。

